を行うものである。

〔主な質疑〕

問 受益者負担の原則と言うが、公平性が確保できるのか。

答 施設の管理運営に要する経費は、その大部分が税金で賄われている現状を考慮した場合、特定の行政サービスにより利益を受ける方には受益に応じた適正な対価をいただく必要がある。今回の使用料の見直しにより一定の受益者負担の適正化と公平性の確保が図られるものと認識している。

○行田市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例　（原案可決）

○行田市商工センター条例の一部を改正する条例　（原案可決）

○行田市都市公園条例の一部を改正する条例　（原案可決）

いずれも使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

○行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例　（原案可決）

○行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例　（原案可決）

いずれも使用料の見直しを行うもの。また、指定管理者の収入としての利用料金の規定に、公の施設の使用料の規定を新たに設けるため、条例の一部を改正するものである。

○行田市公民館条例の一部を改正する条例　（原案可決）

使用料の見直しを行うもの。

また、新たな忍・行田公民館の供用開始に伴い、使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

忍・行田公民館

○行田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例　（原案可決）

平成29年4月開業予定のソシオ流通センター駅の市営無料自転車駐車場の供用開始に伴い、その名称及び位置について規定するため、条例の一部を改正するものである。

○行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例　（原案可決）

これまで公共施設3箇所に電気自動車用急速充電設備を設置し、無料とすることで、電気自動車の普及啓発を図ってきたが、設置から3年が経過し、急速充電設備に関する市民の認知が進んだこと、設備利用者に受益者負担を求めることが適当であること、市内及び近隣市でも急速充電設備の普及が進み、無料開放を継続した場合、他の急速充電設備の利用や設置促進に悪影響を及ぼすおそれがあること、以上3点の理由により、急速充電設備の利用を有料化するため、新たに条例を制定するものである。

〔主な質疑〕

問 使用料を1回当たり500円、1回の利用時間を30分とした理由は。

答 使用料は、近隣市においても30分500円の設定である。また、民間大手である合同会社日本充電サービスの設定が月会費3800円、30分の利用で450円であることなどから同程度の費用負担となる500円と設定した。

利用時間は30分の利用で蓄電池の80％程度が充電できること、充電のための渋滞を避けることから1回の利用を30分としたものである。

○行田市企業誘致条例の一部を改正する条例　（原案可決）

これまで以上に、より多くの企業を市内に誘致し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、本店機能を有する企業が移転してきた場合における交付金の上乗せを行い、誘致の促進を図るため、条例の一部を改正するものである。

○行田市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例　（原案可決）

利用者の利便性向上を図るため、プールの利用開始時間を30分早めるとともに、高齢者、障害者以外の利用者がプールを利用できる日を明確にするため、条例の一部を改正するものである。

補正予算

補正総額 4億7326万円余り

○平成28年度行田市一般会計補正予算　（原案可決）

各種施策を効率的に推進するための所要経費を補正措置するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7326万2千円を追加し、予算総額を283億6297万1千円とするものである。

歳出の主なものとして、総務費では、剰余金を活用し、ごみ処理施設整備基金へ積み立てを行うもの。

民生費では、国民健康保険事業費において、特別会計への繰出金を追加措置、また介護保険事業費において、介護施設への防犯装置導入に係る補助金を交付する措置。

衛生費では、本市の特産品を活用した行田ならではのレシピを開発するための調査研究に係る経費。

農業費では、農地集積推進事業補助金の追加措置。

土木費では、県営事業の馬見塚橋の架け替えに伴う調査設計業務について、執行が困難となり、全額を減額。

教育費では、中学校3校の屋内運動場における非構造部材の耐震改修に係る経費。また、本市の歴史的建築物で足袋産業繁栄の象徴である旧忍町信用組合の事務所建物を移築により「街なか拠点施設」として活用するための経費などが主なものである。